

別表第二（適合証等）

認定制度	対象建築物	適合証等	審査機関等
性能向上 計画認定	全ての建築物	誘導基準適合証（法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類。）	登録判定機関 又は登録評価 機関※
	一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物のうち住宅の部分	品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6以上に適合している場合に限る。）の写し。	登録評価機関
	一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物のうち住宅の部分（法施行の際現に存するもの）	品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級4以上に適合している場合に限る。）の写し。	登録評価機関
基準適合 認定	全ての建築物	適合証（法第2条第1項第三号に掲げる基準に適合していることを証する書類。）	登録判定機関 又は登録評価 機関※
	非住宅建築物	法第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項又は同法第18条第18項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し。	登録判定機関 又は所管行政 庁
	全ての建築物	法第34条に基づく性能向上計画認定に係る同法施行規則第25条第2項の通知書（棟全体の認定に係るものに限る。）の写し及び検査済証の写し。	所管行政庁
	全ての建築物	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に基づく認定に係る同法施行規則第43条第2項の通知書（棟全体の認定に係るものに限る。）の写し及び検査済証の写し。	所管行政庁
	一戸建ての住宅、共同住宅等	品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上に適合している場合に限る。）の写し。	登録評価機関
	一戸建ての住宅、共同住宅等（法施行の際現に存するもの）	品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3以上に適合している場合に限る。）の写し。	登録評価機関

登録判定機関：法第15条第1項に定める登録建築物エネルギー消費性能判定機関

登録評価機関：住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項の登録住宅性能評価機関

※複合建築物の適合証等に係る審査機関は、登録判定機関かつ登録評価機関であるものに限る。